

# 稚内市農業委員会 委員候補者 【募集案内】

農業委員会委員の任命は、市町村長が地域の農業者・農業団体等からの推薦や一般公募で候補者を募り、農業の動向や農地利用の最適化に識見を持つ者の中から、議会の同意を得て任命します。

稚内市では、現委員の任期が令和8年7月19日に満了となるため、新たな委員の候補者を次の内容で募集します。

## 1 募集の内容

### (1) 募集人数

15名（うち中立委員1名以上を含む。）

※法令に、認定農業者等が委員の一定割合を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者（中立委員）を1名以上含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

### (2) 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

### (3) 身分

地方公務員法に規定された非常勤特別職の職員

### (4) 報酬

月額 34,000円

※稚内市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例によります。

## 2 主な業務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月1回開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査
- (2) 農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監督業務
- (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導

### 3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

※令和8年7月20日委員任命予定日時点

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 固定資産評価審査委員会の委員、公平委員会の委員、教育委員会の委員の職にある者

### 4 推薦及び応募の方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける方又は応募する者の住民票の写しを添付して、持参又は郵送により、稚内市建設産業部農政課（農業委員会）に提出して下さい。

#### (1) 申込書書式

①個人による推薦 【別記第1号様式】

②法人・団体による推薦 【別記第2号様式】

③個人による応募 【別記第3号様式】

※①と②の申込みの際は、併せて委員候補者承諾書【別記第4号様式】の提出も必要となります。

#### (2) 受付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月26日（木）まで

※郵送の場合は3月26日消印有効です。

※申込書を持参される場合は、平日午前8時45分から午後5時30分までに提出して下さい。

※申込み状況によっては、受付期間を延長する場合があります。延長した場合は稚内市ホームページにてお知らせします。

#### (3) 申込書の配布

申込書は稚内市ホームページからダウンロードできるほか、以下の窓口でも配布しております。

- ・ 稚内市建設産業部農政課（農業委員会）（稚内市役所本庁舎2階）
- ・ 稚内市沼川支所及び宗谷支所

## 5 申込者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間（3月上旬）及び終了後（3月下旬）に申込者等に関する以下の情報を公表します。

- (1) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人・団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格、要件等
- (3) 推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由

## 6 選考方法

稚内市農業委員評価委員会において、書類審査を実施し、その評価結果を市長に報告します。また、必要に応じて候補者との面談を実施する場合があります。

市長は稚内市農業委員会委員候補者評価委員会の評価を参考に、委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、委員を任命します。

候補者の選考結果の通知につきましては4月下旬を予定しております。また、委員の任命に係る稚内市議会の同意の結果につきましては、6月下旬に通知を予定しております。

## 7 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は全て推薦者、推薦を受ける者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査を行う場合があります。

## 8 申込書の提出先及び問合せ先

〒097-8686

稚内市中央3丁目2番1号

稚内市建設産業部農政課（農業委員会）【稚内市役所本庁舎2階】

電話 0162-23-6481（直通）

稚内市ホームページ <http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/>